

## 平成30年 第8回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成30年8月28日(火)  
午後3時00分～午後3時37分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
- |               |         |
|---------------|---------|
| 教 育 長         | 新 子 寿 一 |
| 教 育 長 職 務 代 理 | 山 崎 裕 行 |
| 委 員           | 田 中 保 和 |
| 委 員           | 近 藤 温 子 |
| 委 員           | 西 村 弥生子 |
4. 出席した職員
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 教 育 部 長         | 福 島 潔   |
| 教 育 監           | 岡 本 泰 典 |
| 教 育 部 次 長       | 石 垣 好 啓 |
| 教 育 総 務 課 長     | 寺 川 款   |
| 学 務 課 長         | 安 田 典 子 |
| 社 会 教 育 課 長     | 礪 部 賢 二 |
| 文 化 財 課 長       | 安 村 俊 史 |
| ス ポ ー ツ 推 進 課 長 | 乾 正 人   |
| 公 民 館 長         | 一 松 孝 博 |
| 図 書 館 長         | 山 角 清 治 |
| 指 導 課 長         | 石 田 智   |
| 健 康 福 祉 部 長     | 石 橋 敬 三 |
| こ ども 育 成 課 長    | 石 橋 智 成 |
| 事 務 局 教 育 総 務 課 | 井 上 敦   |

5. 議事案件

議案第40号 柏原市堅下北スポーツ広場条例制定の同意について

議案第41号 柏原市堅下北スポーツ広場条例施行規則の制定について

6. 報告事項

## 7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 只今より、平成30年 第8回定例教育委員会会議を開催いたします。それでは、本日の会議録署名については、山崎委員よろしくお願いいいたします。次に、平成30年 第7回定例教育委員会会議録につきまして、事前に送付しておりますが、何かご意見はございますか。

委員全員： (異議なし)

新子教育長： それでは第7回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。

それでは議事に入ります。本日の議事案件は2件ございます。議案第40号並びに41号について乾スポーツ推進課長よりご説明願います。

乾課長： 私からは議案第40号柏原市立堅下北スポーツ広場条例制定の同意について、及び議案第41号同施行規則の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。柏原市立堅下北スポーツ広場条例制定の同意についてでございます。

柏原市立堅下北スポーツ広場は、本市が大阪府から、法善寺4丁目306番地外の恩智川遊水地の東側エリアに市民が利用するスポーツ広場として占用の許可を受けたものでございます。占用許可部分の敷地面積は約2万6千平方メートルであり、グラウンド及び多目的広場とその付帯施設であります管理棟及び駐車場を兼ね備えた施設を計画しております。現在、本年度末の完成に向け、鋭意、設置工事を進めているところでございます。完成後は、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な発展するに寄与するため多くの市民の方に利用していただき易い施設にすることを目的にその利用方法等を「柏原市立堅下北スポーツ広場条例」として定めるものでございます。

2ページをお開き願います。本条例の主な内容といたしましては、まず第1条で施設設置の趣旨を定め、第2条では位置を定めております。第3条では、施設の構成を定めております。次に第4条では、施設の開場日等を定めており、第5条で施設の使用の許可等を、第6条では許可の制限を、第7条では許可の取消し等を定めております。第8条では使用料について定めております。なお、別表に記載されていますとおり、グラウンドは1時間で、市内料金で550円、市外料金で830円としており、これは近隣市の同様の施設を参考として定めたものでございます。第9条では使用料の減免について、第10条では使用料の還付について定めております。次に、第11条では目的外使用等の禁止を、第12条では特別設備の承認を、第13条では原状回復義務等を定めており、第14条ではこの条例の施行について必要な事項は教育委員会に委任することを定めております。最後に附則において、この条例は平成31年4月1日から施行する旨を定めております。

次に6ページをお開き願います。柏原市立堅下北スポーツ広場施行規則の制定についてでございます。

この規則は、条例の施行について、使用申請の許可や使用料の減免、還付、その他使用者の守るべき事項などを定めさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ただ今、説明がありましたが、これらの議案につきまして何かご質問はございますか。

田中委員： この施設はどのように利用できるのでしょうか。車でも行けるのですか。

乾課長： グラウンドとなっておる部分は野球、サッカー、ソフトボール等での利用が可能で、広場のほうにつきましては公園といたしますか、自由にご利用いただける施設となります。グラウンドは少年の硬式野球にも対応可能です。駐車場は90台程度停めることができます。

山崎委員： 遊水地全体としてはどのように利用するのですか。

石垣次長： 東側はご説明差し上げたとおりで、西側については翠翔高校側は恩智川に沿って、大水の際にダムのように水を貯めて被害を及ぼさないようにする施設ですが、大阪府によって通常時は公園として整備されます。

近藤委員： グラウンドは借りた人だけが利用できて、広場の方は誰でも入れると考えていいのですか。

乾課長： はい。ただし夜間は照明もありませんので使用できません。

田中委員： 利用料については一面借りるので1時間550円ということですか。

乾課長： はい。東大阪の池島、福万寺と同等の金額となっております。青谷運動場の半額程度ですが、あちらはスタンドやバックネットという設備がありますので。

西村委員： 付帯設備はかなり簡素なものですか。

乾課長： あくまでも法律上は河川ですので、管理棟にはもちろんトイレはありますが工作物を設置できません。移動式のベンチやバックネットとなります。

山崎委員： 当面の管理は委員会ですされるのですか。

乾課長： そうです。

西村委員： 日陰はないのですね。

石垣次長： はい。河川法律上川の流れを阻害する工作物は作れませんので、運動会の時に使うような移動式のテントで対応することになるかと思えます。

山崎委員： 第9条の2項ですか。使用料の免除なんですけど、半額免除とはどういった場合に適用されるのですか。

乾課長： 体育協会の大会が想定されます。春は市が主体ですが、秋は体育協会が主体ですので、そういう利用の際には適用となります。

山崎委員： こども会が使う場合はどうなりますか。

乾課長： 半額減免になろうかと思えます。

新子教育長： 他にご意見、ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

新子教育長： 議案第40号並びに議案第41号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： (異議なし)

新子教育長： それでは、議案第40号柏原市立堅下北スポーツ広場条例制定の同意について、並びに議案第41号柏原市立堅下北スポーツ広場条例施行規則の制定については原案のとおり承認することといたします。本日の議案は以上でございます。次に報告事項に移ります。報告がある方はお願いします。

石橋課長： 【市立幼稚園の運営方針について報告】

西村委員： 平成28、29年の堅下幼稚園の人数が多いのは何か理由があるのでしょうか。

石橋課長： 堅下北幼稚園の閉園による影響かと考えます。

新子教育長： 他にご意見ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

新子教育長： それでは報告事項は以上となります。次回の定例の教育委員会会議については9月26日午後3時からと決まっております。10月については、10月23日の午後3時はいかがでしょうか。

委員全員： (了承)

新子教育長： それでは10月については10月23日(火)午後3時でよろしく申し上げます。

委員全員： (了承)

新子教育長： 以上をもちまして、平成30年第8回定例教育委員会会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

柏原市教育委員